鉄道事業法第十六条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三条各号に掲げる事項		
鉄道事業法第十六条第四項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四条第二項において準用する同規則第三十三条各号に掲げる事項		
鉄道事業法第十七条の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十五条第一項各号及び第三項各号に掲げる事項		
鉄道事業法第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第四十二条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十五条第二項各号に掲げる書類及び図面	
鉄道事業法第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第四十二条第二項各号に掲げる書類		
軌道法第三条の特許に係る部分			
軌道法第十一条第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第十九条第一項に規定する事項		
軌道法第十一条第一項（旅客運賃の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十二条第一項に規定する事由	軌道法施行規則第二十二条第二項に規定する書類	
軌道法第十一条第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十条第一項及び第二項に規定する事項	軌道法施行規則第二十条第二項に規定する書類	
軌道法第十一条第一項（荷物運賃の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十二条第一項に規定する事由	軌道法施行規則第二十二条第二項に規定する書類	
軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第一項に規定する事項		
軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十二条第一項に規定する事由		
軌道法第十一条第二項（国土交通省令を以て定める料金の設定に係るものに限る。）の届出に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第三項に規定する事項		
軌道法第十一条第二項（国土交通省令を以て定める料金の変更に係るものに限る。）の届出に係る部分	軌道法施行規則第二十二条第三項に規定する事由		

軌道法第二十二条ノ二の許可に係る部分	軌道法施行規則第二十八条第二項に規定する書類	軌道法施行規則第二十八条第一項及び第二項に規定する事項									
道路運送法第四条第一項の許可に係る部分	道路運送法施行規則第六条第一項各号に掲げる書類	道路運送法第五条第一項各号に掲げる事項									
道路運送法第九条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第八条第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第八条第一項各号に掲げる事項									
道路運送法第九条第三項の届出に係る部分		道路運送法施行規則第九条第一項各号に掲げる事項									
道路運送法第九条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第九条第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第九条第一項各号に掲げる事項									
道路運送法第九条第五項の届出に係る部分		道路運送法施行規則第十条第三項各号に掲げる事項									
道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項									
道路運送法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項									
道路運送法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十五条の二第一項各号に掲げる事項									
道路運送法第十五条の二第一項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の五第二項又は第三項に規定する書類	道路運送法施行規則第十五条の五第一項各号に掲げる事項									
道路運送法第十五条の三第一項又は第二項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の十三第二項に規定する図面	道路運送法施行規則第十五条の十三第一項各号に掲げる事項									
道路運送法第十五条の三第三項の届出に係る部分		道路運送法施行規則第十五条の十四第二項に掲げる事項									
道路運送法第三十条第一項の届出に係る部分		道路運送法施行規則第二十五条第一項各号に掲げる事項									
道路運送法第三十八条第二項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第二十五条第二項において準用する同令第十五条の五第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十五条第二項において準用する同令第十五条の五第二項又は第三項に規定する書類									
道路運送法第七十九条の二第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の三各号に掲げる書類										